

国際海洋法裁判所暫定措置における 緊急性の要請[※]

田 中 嘉 文^{※※}

- I 序
- II 国際海洋法裁判所暫定措置命令における緊急性の位置づけ
- III 緊急性と「償いえない侵害」との相互連関
- IV 緊急性を判断するための時間的基準
- V 結語

I 序

「国際組織の創造的展開」と「国際共同体の一般利益の保護」は、国際法学者佐藤哲夫の研究を特徴づける二つの原理的視点である¹⁾。特に「国際組織の創造的展開」は、国際組織法の基礎となる重要な理論である。国際組織は、通常、国家間条約によって設立されるが、ここに「条約として当然に有する静態的安定性の要請」と「国際組織の機能と活動に内在的なダイナミズムの要請」との間に生じる緊張を如何にして調整するか、という問題が生じる²⁾。佐藤が指摘するとおり、ここでいう国際組織のダイナミズムは、国際組織の時間的側面に他ならない³⁾。とすれば、上記の問題は、時間の経過を国際組織の設立文書の解釈にどの

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第17巻第3号 2018年11月 ISSN 1347-0388

※ 本稿は、2016年11月4日、海洋法国際学会（*l'Association Internationale du droit de la mer*）において筆者が行った報告に基づいている。

※※ コペンハーゲン大学法学部教授

- 1) 佐藤哲夫、『国連安全保障理事会と憲章第7章 集団安全保障制度の創造的展開とその課題』（有斐閣、2015年）2-3頁。
- 2) 佐藤『前掲書』註1、8頁。
- 3) 佐藤『前掲書』註1、11頁。

ように取り込むかという、国際組織法における時間的要素の問題として考えることができる⁴⁾。時間が条約解釈に及ぼす影響は、発展的解釈の問題として、国際組織の設立文書だけではなく、環境条約や人権条約をはじめとする他の種類の条約においても考慮されるべき要因である。佐藤の提示した「国際組織の創造的展開」論は、国際組織法のみならず、条約と時間の関係をめぐる国際法における時間論に関しても重要な示唆を与える理論である。

時間は、条約以外にも国際法の様々な分野に影響を及ぼすが、国際裁判もその例外ではない。国際裁判において時間の影響が集中的に現れるのは、おそらく暫定措置における緊急性の要請であろう。そこで本稿は、国際法において時間的要素が問題となる一例として、国際海洋法裁判所の暫定措置における緊急性の要請を検討する⁵⁾。序論に続く第Ⅱ節では、国際海洋法裁判所の暫定措置命令における緊急性の位置づけを概観する。次に第Ⅲ節と第Ⅳ節において、緊急性と「償いえない侵害」(irreparable prejudice)との相互連関と緊急性を判断するための時間的基準を考察し、結論を述べることにする。

Ⅱ 国際海洋法裁判所暫定措置命令における緊急性の位置づけ

暫定措置は、裁判終結までの間、紛争当事国の権利を保全し、裁判所の判決および裁判機能の実効性を確保することを目的とする⁶⁾。訴訟主題をなす権利が結

4) 佐藤は、主著『国際組織の創造的展開』において、組織法としての設立文書の解釈を基礎付ける理論の一つとして、時際法を挙げている。その中で佐藤は、「組織法としての特徴の中心は、時間的要素にあると考えられる」と述べている。佐藤哲夫、『国際組織の創造的展開』(勁草書房、1993年)475頁。

5) 'Provisional measures'は「仮保全措置」ともいわれるが、国連海洋法条約の日本語の公定訳は「暫定措置」の語をあてている。公定訳に従い、本稿では「暫定措置」の語を用いる。

6) *Request for Interpretation of the Judgment of 15 June 1962 in the case concerning the Temple of Preah Vihear* (Cambodia v. Thailand), Order of 18 July 2011, ICJ Reports 2011, p. 545, para. 33; the *Nicaragua* case, Order of 10 May 1984 ICJ Reports 1984, p. 182, para. 32; Separate Opinion of President Jiménez de Aréchaga in *Aegean Sea Continental Shelf* (Greece v. Turkey), Order of 11 September 1976, ICJ Reports 1976, p. 15; R. Kolb, *The International Court of Justice* (Oxford, Hart Publishing, 2013), p. 616.

審より前に侵害されるおそれがないのであれば、暫定措置を命ずる必要は生じない。したがって、緊急性の要請は暫定措置制度を支える本質的要因をなすと考えられる⁷⁾。海洋法において暫定措置における緊急性の要請は、国連海洋法条約第290条5項および国際海洋法裁判所規則89条4項に規定されている。暫定措置における緊急性の重要性は、仲裁裁判所による *Enrica Lexie* 号事件暫定措置命令においても確認されている⁸⁾。

暫定措置は、国際海洋法裁判所の活動において重要な位置を占めている⁹⁾。しかし、少なくともいくつかの事例において、国際海洋法裁判所が緊急性の要請を十分に検討してきたとは言い難い。例えば *M/V Saiga* 号 (No. 2) 事件において、国際海洋法裁判所は自らの裁量に基づく暫定措置を命じたが、本件における緊急性の存在については沈黙したままである¹⁰⁾。他方、*MOX Plant* 事件では、国際海洋法裁判所は、アイルランドが要請した暫定措置を必要とするような緊急性はないと判断したにもかかわらず、自らの裁量に基づく暫定措置を命じている¹¹⁾。緊急性がないのになぜ暫定措置を命じたのか、裁判所は明らかにしていない¹²⁾。*M/V Louisa* 号事件において国際海洋法裁判所は、償いえない侵害が生じうる現実的かつ急迫した危険の有無を検討したが、緊急性の要請については直接には言及していない¹³⁾。

7) 杉原高嶺、『国際司法裁判制度』（有斐閣、1996年）279頁。

8) PCA Case No. 2015-28, *The "Enrica Lexie" Incident*, Order Request for the Prescription of Provisional Measures, 29 April 2016, para. 85 and para. 89. 本件に関し、次を参照。拙稿、"Dual Provisional Measures Prescribed by ITLOS and Annex VII Arbitral Tribunal: Reflections on the 'Enrica Lexie' Incident Case", (2008) *The Global Community Yearbook of International Law and Jurisprudence*, (forthcoming).

9) これまで国際海洋法裁判所に付託された25の事件の内、9件で暫定措置命令が要請されている。

10) *The M/V SAIGA (No. 2) Case* (Saint Vincent and the Grenadines v. Guinea), ITLOS Case No. 2, Order of 11 March 1998, ITLOS Reports 1998, pp. 39-40, para. 52.

11) *The MOX Plant case*, ITLOS Reports 2001, p. 110, para. 81.

12) この点を強いて説明しようとするれば、アイルランドが求めた暫定措置を命じるほどの緊急性はないが、国際海洋法裁判所が定めた暫定措置を必要とする程度の緊急性は存在するということになるであろう。この点につき、次を参照。C. Brown, "Provisional Measures before the ITLOS: The MOX Plant Case", (2002) 17 *The International Journal of Marine and Coastal Law*, p. 282.

緊急性の有無が特に重要な争点となったのは、Enrica Lexie号事件である。本件は、イタリア船籍のタンカー Enrica Lexie号の護衛として乗り込んでいたイタリア海兵隊員2人が、2012年2月19日、インドのケララ沖20.5海里的地点でインドの漁船を海賊と誤認して発砲し、インド人の漁民2名を殺害したことに端を発する事件である。Enrica Lexie号はインドのKochi港に曳航され、2名のイタリア海兵隊員は逮捕、拘留された。その後、1名(Sergeant Latorre)は医療措置が必要なためイタリアへの期限付き帰国が認められたが、他の1名(Sergeant Girone)は、週毎に科される警察署への報告義務に服しながら、ニューデリーのイタリア大使官邸に留まることになった。インドは本件に関する裁判管轄権を主張し、イタリアはこれに反対している¹⁴⁾。2015年6月26日、イタリアはインドとの紛争を国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁裁判所に付託し¹⁵⁾、更に2015年7月21日、国際海洋法裁判所にイタリア人海兵隊員の釈放を求める暫定措置を要請した¹⁶⁾。

ここで問題となるのは、果たして本件において暫定措置を必要とする緊急性が存在するか否かである。イタリア政府が指名した Francioni 特任裁判官は、これを明確に肯定している。同裁判官によれば、国際海洋法裁判所はこれまで常に個人的自由の剝奪を緊急性の問題として扱っており、本件において緊急性の存在は「明白 (manifest) である」¹⁷⁾。同様に Jesus 裁判官も、本件において緊急性の要請は満たされており、2名のイタリア人海兵隊員の釈放を求める暫定措置を命ず

13) The *M/V Louisa* case (Request for Provisional Measures), Order of 23 December 2010, ITLOS Reports 2008-2010, p. 69, para. 72. 結局、本件では、国際海洋法裁判所は暫定措置を命じなかった。Ibid., p. 70, para. 83.

14) 事件の概要について、詳細は次を参照。In the *Dispute Concerning the Enrica Lexie Incident, The Italian Republic v. The Republic of India, Notification under Article 287 and Annex VII, Article 1 of UNCLOS and Statement of Claim and Grounds on Which It Is Based*, 26 June 2015, paras. 4 *et seq*; Written Observations of the Republic of India, Vol. 1, 6 August 2015, paras. 2.1 *et seq*; The “*Enrica Lexie*” Incident case, *supra* note 8, paras. 28-30.

15) Ibid., para. 2.

16) The ‘*Enrica Lexie*’ Incident (*Italy v. India*), *Provisional Measures*, Order of 24 August 2015, ITLOS Reports 2015, p. 183, para. 1.

17) Declaration of Judge ad hoc Francioni in the ‘*Enrica Lexie*’ Incident, *ibid.*, pp. 223-224, paras. 22-23.

ることは正当化されると述べている¹⁸⁾。これに対し Lucky 裁判官は、事件発生後3年半もの間、イタリア政府は裁判所に暫定措置を要請しておらず、インド政府に対しイタリア人海兵隊員の引渡しを求めていることから、緊急性を否定している¹⁹⁾。また Kateka 裁判官は、インド特別裁判所の訴訟手続きは停止されており、またインドの副法務総裁 (Additional Solicitor General) は、仲裁裁判所が構成され審議が始まるまで、イタリア人海兵隊員に対し負の影響を及ぼすような決定がなされることはないであろうと述べていることから、緊急性を根拠づける十分な理由はないとしている²⁰⁾。同様に4人の裁判官 — Judges Heider²¹⁾, Chandrasekhara Rao²²⁾, Bouguetaia²³⁾, Ndiaye²⁴⁾ — も本件における緊急性の存在を否定している。

国際海洋法裁判所は、2015年8月24日の暫定措置命令において、イタリア政府が求めた暫定措置を命じなかった。二人のイタリア人海兵隊員に関わる暫定措置は、仲裁裁判所の本案で審議されるべき事項に触れるため、適切でないと判断したからである²⁵⁾。他方で国際海洋法裁判所は、自らの裁量に基づく暫定措置を命じた²⁶⁾。しかし、2015年の暫定措置命令は、本件における緊急性の存在の有無を明らかにしていない。

以上にみられるとおり、国際海洋法裁判所は、暫定措置命令において、緊急性の有無を常に明らかにしてきたわけではない。国際司法裁判所と異なり国際海洋法裁判所は、緊急性の要請に関し柔軟な立場をとっていると観察される。しかし

18) Separate Opinion of Judge Jesus in *ibid.*, pp. 228-229, paras. 11-12.

19) Dissenting Opinion of Judge Lucky in *ibid.*, p. 283, para. 58 and p. 284, para. 61.

20) See Declaration of Judge Kateka in *ibid.*, pp. 208-209, paras. 4-5.

21) Dissenting Opinion of Judge Heider, *ibid.*, p. 287, para. 2.

22) Dissenting Opinion of Judge Chandrasekhara Rao in *ibid.*, p. 243, para. 17 and p. 245, para. 25.

23) Dissenting Opinion of Judge Bouguetaia in *ibid.*, p. 235, para. 19.

24) Dissenting Opinion of Judge Ndiaye in *ibid.*, p. 266-267, para. 35.

25) ITLOS, Order of 24 August 2015, *ibid.*, p. 204, para. 132.

26) *Ibid.*, p. 205, para. 141 (1). なお、2016年4月29日、仲裁裁判所は、人道上の考慮に基づき、Sergeant Gironeがイタリアに帰国することができるよう保釈条件を緩和するため、イタリアとインドは協力しなければならないという主旨の暫定措置を命じた。The “*Enrica Lexie*” Incident case, *supra* note 8, para. 132.

ながら、緊急性の要請が暫定措置を支える基本的要因である以上、裁判所はより厳密に緊急性の存在を検討すべきだと思われる。そのためには、緊急性の存在を判断するための基準が必要となる。この点に関し、緊急性と「償いえない侵害」との相互連関及び緊急性を判断する時間的基準を考察しなければならない。

Ⅲ 緊急性と「償いえない侵害」との相互連関

緊急性は「瞬間」と異なり一定の時間の経過をとともなう概念であるが、国際法上、緊急性を構成する時間幅を正確に特定することは困難である。この点に関し国際司法裁判所は、一貫して「償いえない侵害」を引き起こす急迫した危険の有無を緊急性の要請の判断基準としている²⁷⁾。これは、緊急性を構成する時間的要素を「償いえない侵害」という実体的要素に結び付けて判断するアプローチである。

国際海洋法裁判所も、幾つかの事件において、国際司法裁判所と同じアプローチをとっている。例えば、海洋境界画定に関するガーナ・コートジボワール事件暫定措置命令において国際海洋法裁判所特別裁判部は、紛争当事国の権利に対する償いえない侵害が引き起こされうる現実的かつ急迫した危険が無い限り、暫定措置は命じることはできないと述べている²⁸⁾。裁判所によれば、緊急性があると判断するためには、最終判決が下されるまで、問題となる権利に対する償いえない侵害が引き起こされうる現実的かつ急迫した危険を防止する必要がなくてはならない²⁹⁾。また、MOX Plant 事件において国際海洋法裁判所は、国連海洋法条約附属書Ⅶに基づく仲裁裁判所が構成されるまでに、いずれかの訴訟当事国の権利に侵害を生じさせるか、海洋環境に深刻な損害を生じさせる行動がとられう

27) 杉原『前掲書』註7) 280頁。K. Oellers-Frahm, 'Article 41', in A. Zimmermann, C. Tomuschat, K. Oellers-Frahm, and C.J. Tam (eds.), *The Statute of the International Court of Justice: A Commentary*, the second edition (Oxford University Press, 2012), p. 1047.

28) *Dispute Concerning Delimitation of the Maritime Boundary between Ghana and Côte d'Ivoire in the Atlantic Ocean*, (Ghana v. Côte d'Ivoire) ITLOS Case No. 23, Order of 25 April 2015, ITLOS Reports 2015, p. 155, para. 41.

29) *Ibid.*, p. 156, para. 42.

るという意味において緊急性がある場合に、暫定措置を定めることができると述べている³⁰⁾。ジョホール海峡の埋め立てに関するマレーシア・シンガポール事件では、マレーシアは、緊急性の存在あるいは領海の一部について主張されている権利が、国連海洋法条約付属書Ⅶに基づく仲裁裁判所が構成されるまでの間、償いえない侵害を被る危険の存在を示していないと国際海洋法裁判所は判示した³¹⁾。ここで裁判所は、緊急性の存在と償いえない侵害を同等の要件として検討しているように見受けられる。

しかしながら他の事例では、緊急性の要請と「償いえない侵害」との関係は不明確なままである。例えば、Arctic Sunrise 号事件において国際海洋法裁判所は、緊急性ゆえに暫定措置が要請されるとしたが³²⁾、訴訟当事国の権利に対する「償いえない侵害」には言及していない。ARA Libertad 号事件も同様である。この事件において国際海洋法裁判所は、緊急性のゆえに適用される国際法規則の完全な遵守を確保し、当事国それぞれの権利を保全するため、暫定措置が要請されるとした³³⁾。しかし裁判所は、ガーナの行動が如何にしてアルゼンチンの権利に「償いえない侵害」を与えたのか説明していない。みなみまぐろ事件において国際海洋法裁判所は、当事国の権利を保全し、みなみまぐろ資源の更なる悪化を防ぐための緊急事項として暫定措置を命じたが、緊急性を判断するための具体的基準については明らかにしていない³⁴⁾。既に述べたとおり、M/V Louisa 号事件において国際海洋法裁判所は、緊急性の要請については直接は言及せず、償いえない侵害が生じうる現実的かつ急迫した危険の有無のみを検討した³⁵⁾。ここ

30) The *MOX Plant* case, *supra* note 11, p. 108, para. 64.

31) *Case Concerning Land Reclamation by Singapore in and Around the Straits of Johor*, Request for the Prescription of Provisional Measures, 8 October 2003, Case No. 12, ITLOS Reports 2003, p. 22, para. 72.

32) The *Arctic Sunrise* case (Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation), Provisional Measures, ITLOS Case No. 22, 22 November 2013, ITLOS Reports 2013, p. 249, para. 89.

33) The *ARA Libertad* case (*Argentina v. Ghana*), ITLOS Case No. 20, Request for the Prescription of Provisional Measures, Order of 15 December 2012, ITLOS Reports 2012, p. 349, para. 100.

34) The *Southern Bluefin Tuna* cases (New Zealand v. Japan; Australia v. Japan), Provisional Measures, ITLOS Cases Nos. 3 and 4, ITLOS Reports 1999, p. 296, para. 80.

では、「償いえない侵害」が緊急性とは切り離された形で検討されたわけである。

このように、国際海洋法裁判所の判例では、問題となる当事国の権利に対する「償いえない侵害」という実体的要素を根拠として緊急性の有無を判断するというアプローチは、必ずしもとられていない³⁶⁾。しかし、暫定措置が紛争当事国の権利の保全を目的としている以上、当該権利に対する「償いえない侵害」が生じうる危険があるか否かは、緊急性を判断するための重要な基準だと思われる。海洋環境保護のための暫定措置に関しては、海洋環境に対する「償いえない侵害」が生じうる危険があるか否かが、緊急性を判断するための基準となりうると考えられる³⁷⁾。いずれにせよ、この点に関する国際海洋法裁判所のアプローチには一貫性が欠如しており、判例の予見可能性を損なうという点からも問題となりうる。

IV 緊急性を判断するための時間的基準

次に検討されなければならないのは、国連海洋法条約第290条1項と5項に規定される時間的基準である。この点について、国際海洋法裁判所裁判官達の解釈は一致していない。

まず制限的解釈によれば、国連海洋法条約第290条5項に基づく裁判所の権限は、同条1項に基づく権限とは異なる。国連海洋法条約第290条5項に基づく場合、国際海洋法裁判所は、仲裁裁判所が構成されるまでの間、暫定措置が要請する緊急性があるかどうかを判断しなければならない。従って、国連海洋法条約第290条5項における緊急性の時間的基準は、第290条1項におけるそれよりも厳格である³⁸⁾。制限的解釈は、Enrica Lexie号事件において、Heider裁判官³⁹⁾と

35) The *M/V Louisa* case, *supra* note 13, p. 69, para. 72.

36) N. Klein, *Dispute Settlement in the UN Convention on the Law of the Sea* (Cambridge University Press, 2005), p. 78; Separate Opinion of Judge Laing in the *Southern Bluefin Tuna* cases, *supra* note 34, p. 306, para. 3; P. Gautier, 'Mesures conservatoires, préjudice irréparable et protection de l'environnement', in *Liber Amicorum, Jean-Pierre Cot, Le procès international* (2009) p. 136.

37) 国連海洋法条約第290条1項参照。

Chandrasekhara Rao 裁判官⁴⁰⁾によって支持されている。

次に広義の解釈によれば、国連海洋法条約第 290 条 5 項に基づく場合であっても、緊急性の要請の有無の判断は仲裁裁判所が構成されるまでの間に限定されない。Enrica Lexie 号事件において Francioni 特任裁判官は、緊急性の判断は、それを取りまく状況の全体的な文脈の中で判断されなくてはならず、仲裁裁判所が構成されるまでの数週間から数ヶ月という限定された時間枠の中でのみ評価すべきではないと述べている⁴¹⁾。更に、ジョホール海峡の埋め立てに関するマレーシア・シンガポール事件において国際海洋法裁判所は、国連海洋法条約第 290 条上、裁判所による暫定措置は、仲裁裁判所が構成されるまでという時間枠に限定されないとの見解を表明している。この点に関し裁判所は、仲裁裁判所が構成されるまでの間という時間制限は必ずしも決定的なものでなく、緊急性の要請は、国連海洋法条約附属書 VII に基づく仲裁裁判所が、暫定措置を修正し、取り消し又は維持することができる段階にない期間を含めて判断しなければならないと述べている⁴²⁾。この解釈は、Arctic Sunrise 号事件における暫定措置命令においても確認されている⁴³⁾。

緊急性の有無を判断する時間的基準を考える場合、2つの異なるタイプの緊急性の概念を区別しなくてはならない。第一のタイプは、急迫 (imminence) としての緊急性である。暫定措置に関する緊急性は、多くの場合、急迫した危険と結びついている⁴⁴⁾。国際司法裁判所の例を挙げるならば、ラグラン事件における死刑執行までのわずかな時間は、まさしく急迫した危険と考えられるであろう⁴⁵⁾。この場合、緊急性と急迫性は同義となる。第二のタイプは、過程 (プロ

38) T. Treves, 'Article 290' in A. Prölss (ed.), *United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary* (München, C.H. Beck, 2017), p. 1877.

39) Dissenting Opinion of Judge Heider, *supra* note 21, pp. 288-289, paras. 6-7 and p. 290, para. 12.

40) Dissenting Opinion of Judge Chandrasekhara Rao, *supra* note 22, p. 241, para. 6.

41) Declaration of Judge ad hoc Francioni, *supra* note 17, pp. 223-224, paras. 21-22.

42) *Case Concerning Land Reclamation by Singapore in and Around the Straits of Johor*, *supra* note 31, p. 22, para. 68.

43) The *Arctic Sunrise* case, *supra* note 32, p. 248, para. 84.

44) E. Roucouas, *L'urgence et le droit international*, in *Le droit international et le temps: Colloque de Paris* (Paris, Pedone, 2001), pp. 201-203.

セス)としての緊急性である。例えば、海洋生物資源の枯渇は、乱獲をはじめとする様々な要因の累積的效果の結果であり、継続的なプロセスと考えられる。従って、紛争当事国による特定の行動が、海洋生物資源の枯渇を更に推し進め、あるいは生物資源の新たな悪化を招く可能性は否定できない。そうであるとするならば、生物資源に対する累積的效果と予防措置の必要性に鑑みて、海洋生物資源保護に関する緊急性の要請は、生物資源が枯渇へ向けて悪化する傾向を防止するという観点から検討されなくてはならない。

ここで想起される事例は、みなみまぐろ事件における暫定措置命令である⁴⁶⁾。1999年8月27日の暫定措置命令において国際海洋法裁判所は、オーストラリア、日本、ニュージーランドに対し、みなみまぐろの捕獲に関する調査漁業プログラムの実行を慎まなくてはならないとする暫定措置を命じた⁴⁷⁾。しかし、国連海洋法条約附属書VIIに基づく仲裁裁判所は1999年中には構成される見込みであったし、日本の調査漁業プログラムは1999年8月31日以前に終了する予定であった。にもかかわらず裁判所は、緊急事項として暫定措置を命じたのである。それでは、みなみまぐろ事件において、暫定措置を必要とする緊急性をどのように考えるべきであろうか⁴⁸⁾。この点に関し Treves 裁判官は、次のような興味深い見解を表明している。すなわち、本件において必要とされる緊急性とは、国際海洋法裁判所の暫定措置命令が出されてから仲裁裁判所が暫定措置を定めることができるまでの間の数ヶ月間に資源が枯渇するという危険に関するものではない。それは、資源が枯渇へと向かう傾向 (trend) を止めるためのものである、と⁴⁹⁾。

更に生物資源の保存に関しては、通常、科学的不確実性が存在する点に留意し

45) *LaGrand* (Germany v. United States of America), 3 March 1999, ICJ Reports 1999, p. 15, para. 26.

46) この点につき次を参照。拙稿、'Juridical Insights into the Protection of Community Interests through Provisional Measures: Reflections on the ITLOS Jurisprudence', (2014) 1 *The Global Community Yearbook of International Law and Jurisprudence*, pp. 262-266.

47) *The Southern Bluefin Tuna cases*, *supra* note 34, p. 299, para. 90.

48) M. D. Evans, *The Southern Bluefin Tuna Dispute: Provisional Thinking on Provisional Measures?*, (1999) 10 *Yearbook of International Environmental Law*, p. 13.

49) Separate Opinion of Judge Treves in *Southern Bluefin Tuna cases*, *supra* note 34, p. 317, para. 8.

なくてはならない。だからこそ裁判所は、緊急性の存在を判定するにあたって「慎重さと注意深さ (prudence and caution)」が求められると述べたのである⁵⁰⁾。ここに生物資源保存の文脈における緊急性は、「予防的アプローチ」と密接に結びつくことになる⁵¹⁾。この点に関し Treves 裁判官は、緊急性の要請は、予防的アプローチに基づくことよってのみ満たされると述べている⁵²⁾。更に Treves 裁判官は、予防的アプローチは正しく暫定措置の概念自体に内在していると述べる⁵³⁾。かくして、緊急性、予防的アプローチ、暫定措置という3つの要素は、生物資源保存の文脈において、密接に結び付けられることになる。

以上のことから、生物資源保存に関する緊急性の概念は、急迫した危険よりも、より長い時間枠で考慮されなくてはならないと思われる。同様の考慮は、陸上起因汚染のような累積的な海洋汚染の防止についてもあてはまる。この場合、緊急性は、急迫した危険ではなく、海洋環境の悪化プロセスの防止に関わる。また生物資源の保存と同様、海洋汚染に関しても科学的不確実性が存在する。従って、海洋環境保護の文脈における緊急性を考慮する場合、国際海洋法裁判所は、予防的アプローチを考慮しつつ、海洋環境の悪化プロセスを防止するために暫定措置を定める緊急性があるかどうかという点を判断する必要があると思われる。

V 結語

時間が国際法の解釈に与える影響は、更なる考察を必要とする研究課題である。先に述べたとおり、佐藤の提示した「国際組織の創造的展開」論は、この課題に対する国際組織法からのアプローチとしても重要な意義をもつ。本稿は、国際法上、時間的要素が問題となる様々な論点の中から、特に暫定措置における緊急性

50) *The Southern Bluefin Tuna cases*, *supra* note 34, p. 296, para. 77.

51) みなみまぐろ事件において国際海洋法裁判所が暫定措置を定めた理由として田中則夫は、オーストラリアとニュージーランドが主張した「予防原則」への考慮が働いたのではないかと推測している。田中則夫、「みなみまぐろ事件——国連海洋法条約の統一的解釈への影響——」山手治之、香西茂編、『現代国際法における人権と平和の保障』（東信堂、2003年）142頁。

52) *Separate Opinion of Judge Treves*, *supra* note 49, p. 318, para. 8.

53) *Ibid.*, para. 9.

の要請をとりあげ、簡潔な考察を試みたにすぎない。

緊急性の要請は、暫定措置を定める場合に考慮すべき本質的要因である。にもかかわらず、緊急性に関する国際海洋法裁判所のアプローチは一貫していない。この点に関し、国際司法裁判所で適用されている「償いえない侵害」という実体的要素を根拠として緊急性の有無を判断するというアプローチは、国際海洋法裁判所の判例においても妥当すると思われる。また、海洋環境保護のための暫定措置に関しては、海洋環境に対する「償いえない侵害」が生じうる危険があるか否かが、緊急性を判断するための基準となりうると思われる。

海洋生物資源の保存や海洋環境の保護に関しては、緊急性は必ずしも急迫した危険を意味しない。暫定措置は、海洋生物資源の枯渇や海洋環境の更なる悪化という傾向を防止するためにも必要とされる場合がある。したがって、緊急性の有無を判断するにあたっては、2つのタイプの緊急性の概念を区別しなければならない。すなわち、急迫という意味における緊急性とプロセスとしての緊急性である。海洋生物資源の保存や海洋環境の保護が国際裁判の争点となる場合には、プロセスとしての緊急性が、考慮すべき重要な要素となるとと思われる。